

事業計画書

2022年 7月 25日

三重県知事 へ

事業計画者 住所 大阪府大阪府中央区久太郎町2丁目4-27
 氏名 マクセルクレハ株式会社
 代表者 代表取締役社長 西郷 政裕
 電話番号 059-226-4161

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、
 産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

| | |
|----------------------------|---|
| 産業廃棄物の処理施設の設置等の目的 | <p>ゴム製品の生産工程にて発生するバリや端尺品、不良品などの廃棄物を従来は燃料として焼却処分を委託してきました。しかし、二酸化炭素の排出につながり、地球温暖化に影響を及ぼすことが考えられます。そのため、焼却処分以外の活用方法を模索したところ、細かく粉砕しチップ状にすることで再利用できることに着目しました。ゴムチップは公園の遊具に貼り付ける他、舗装材として施工され幅広く採用されています。ゴムチップ事業は近年のSDGsへの取り組みの一環として、持続可能な社会への貢献、実現につながると考えております。本事業では社内の廃棄物以外にも当社が販売した商品の回収・ゴムチップ化を計画しています。産業廃棄物の削減、社会貢献を本事業の目的とします。</p> |
| 産業廃棄物の処理施設の設置等の場所 | <p>三重県亀山市関町古厩字西沖1-6 （マクセルクレハ株式会社 亀山工場内）</p> |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | <p>中間処理施設（破碎）</p> |
| 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類 | <p>廃プラスチック類（合成ゴム） （石綿含有産業廃棄物を除く） ゴムくず</p> |
| 産業廃棄物の処理施設の処理能力 | <p>廃プラスチック類：2.25t/日（15時間） ゴムくず：1.75t/日（15時間）</p> |

| | |
|---|--|
| 産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画 | |
| 産業廃棄物の処理施設の位置 | 別紙「事業計画概要資料」参照 |
| 産業廃棄物の処理施設の処理方式 | 裁断粉碎方式 |
| 産業廃棄物の処理施設の構造及び | 別紙「事業計画概要資料」参照 |
| 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。） | 排ガス及び排水の発生なし |
| 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 | 排ガス及び排水の発生なし |
| 悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置 | <p>騒音・振動については建屋内に設備を設置して低減を図る 悪臭はほとんど発生しない 別紙「生活環境影響調査書」参照</p> |
| その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項 | 別紙「事業計画概要資料」参照 |

（規格A 4版）

| 産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画 | | |
|--|--|---|
| 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 | 排ガス及び排水は発生しない。 悪臭の発生も軽微である。 騒音・振動については「生活環境影響調査書」を参照。 | |
| 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 | 該当なし | |
| その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項 | 別紙「事業計画概要資料」を参照 | |
| 説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法 | | |
| 説明会の開催の周知方法 | 予定日時 | 2022年 9月 18日 13時 00分 ~ 15時 00分 |
| | 予定場所及び | 古厩集会所 (30人) |
| | 収容人数 | 三重県亀山市関町古厩341-1 |
| | 周知の方法 | 対象者に事業計画説明会案内状配布 |
| 事業計画書を公告及び縦覧する方法 | 公告の方法 | 当社ホームページにて公開 (https://www.kurehae.maxell.co.jp) |
| | 公告予定日 | 2022年 8月 1日 |
| | 縦覧場所 | 亀山工場 (三重県亀山市関町古厩52-1) |
| | 縦覧開始予定日 | 2022年 8月 1日 |
| | 縦覧時間 | 9時 00分 ~ 16時 00分 (土日を除く) |
| 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路 | 搬入及び搬出の時間 8:00~16:30 搬入搬出車両 1台/日 搬入経路 「事業計画概要」を参照 | |
| 産業廃棄物の処理施設を使用する日時 | 7:00~22:00 (土日を除く) | |
| 産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況 | 1.協議対象市町名：亀山市 2.土地利用に関する条例又は要綱等の有無： 有 3.届出等の必要性の有無： 有 ・亀山市水道水源保護条例 ・亀山市環境保全条例 4.協議経過及び結果： 2022/5/18：水道水源保護条例 亀山市上下水道部上水道課上水道管理グループ 産業廃棄物処分業許可申請時に届出必要との指導。 2022/5/17：亀山市環境保全条例 亀山市建設部建築住宅課建築開発グループ 亀山市産業環境部環境課環境創造グループ 届け出対象に該当、住民説明会等完了後に届出を行う旨の指導。 2022/5/18：建築基準法第51条 三重県建築開発課建築安全班 5ton/日未満である計画を説明、対象外と思われるとの回答。 | |
| 事業計画者の連絡先 | 担当部署 | 人事総務部 藤田 |
| | T E L | 059-226-4161 |
| | F A X | 059-223-1688 |

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図。
(別紙「事業計画概要」内、「工場全体図」及び「建屋内配置図」)、及び、
別紙「平面見取り図(設備配置追記)」を参照。))
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力(最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立
(別紙「事業計画概要」内、「処理施設能力算出」参照)
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
(別紙「事業計画概要」内、「受入・搬出作業フローチャート」参照)
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
(別紙「廃プラ類等粉碎機施設に関わる生活環境影響調査書」内、「図3-1～図3-3」参照)
 - (6) 排水の経路図
(別紙「事業計画概要」内、「雨水排水経路図」参照)
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域(産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水(雨水及び従業員等の生活排水を除く。))を放流する場合は、放流
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面